

服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/



平成21年4月号

最新情報と労使関係のポイントがわかる

服部事務所 知っ得情報説明会

5月20日(水) 午後1時30分～午後3時30分

米子コンベンションセンター 第4会議室(5F) 参加費無料

1、最近の是正勧告事例

労働基準監督署からの是正勧告内容は、 残業代不払い 時間外・休日労働届未提出をはじめ、多岐にわたります。

実際にあった事例を元に、防止に向けたポイントをお話します。

2、地元企業に学ぶ

- A社～数十人規模(レジャー業)
成果主義の引き写しではない人事制度
- B社～20人規模(飲食業)
安心・安全・良品の提供を貫く
- C社～10人規模(製造業)
外国人雇用に大きな力
- D社～数人規模(貿易)
外国人共同経営で視界良好
- E社～10人規模(製造・販売)
関連新分野の開拓で活路
- F社～10人規模(複数業種)
中心業務に専念
- G社～10人規模(建設関連)
時代のニーズに合致
- H社～40人規模(車両関係)
慣習的労務管理から法令に基づく労務管理へ
- I社～10数人規模
リスク分散型経営

事業主の方、労務管理担当の方のお越しをお待ちしています
今回も、おいしい飲み物とケーキを用意しています。



3、就業規則・労働契約書の重要性

労使紛争が飛躍的に増加している今日、 就業規則の見直し・整備 労働契約を書面で交わすこと・その内容の整備は急務です。

最近の法改正を念頭にお話します。

3月相談事例より

【就業規則】

モデル案そのままではいざというとき駄目と聞くが、就業規則を当社にあったものにした
い法令にかなった労働時間設定・賃金になっているか、見てほしい。

【退職金】

退職金制度についてききたい。

【建設業許可】

建設業許可をとりたい。自分のケースは大丈夫か。
一人親方でも建設業許可はとれるか。

【労災保険】

一人親方労災保険に加入したい。
経営者の自分も労災保険に加入したいが、できるか。

【病気休職従業員】

病気休職中の従業員の復職と退職について

どんなことでも
まずはお気軽にご相談を!



労働保険事務組合委託事業主の方へ

平成21年度からの労働保険について 改正・変更のお知らせ

雇用保険料率が引き下げられました(平成21年4月1日以降・今年度に限り)

一般の事業.....1,000分の15(事業主9 被保険者6)

1,000分の11(事業主7 被保険者4)

土木・建築他の事業.....1,000分の18(事業主11 被保険者7)

1,000分の14(事業主9 被保険者5)

4月以降、従業員の方の給料から雇用保険料を控除されるときに、ご注意ください

労働保険料の口座引落日が下記のとおり変わります

既に厚生労働省よりハガキが届いているように、労働保険料申告・納付時期が今年度より変更となりました。これに伴い当事務組合に委託いただいている事業所については、労働保険料の銀行口座からの引落日が下記のとおり変更となります。昨年までに比べ約1～2ヶ月遅れとなりますのでご承知おきください。

(労働保険料口座引落日 3期分割納付の場合)

第1期=6月25日(木)

第2期=11月2日(月)

第3期=平成22年2月1日(月)

口座引落でない事業所については事前に別途ご案内します

労働保険料等の算定期間は4月1日～翌年3月31日で、今までと変わりません

労働保険料等の年度更新申告期限は、事務組合委託事業所は5月20日(木)ですが、年度更新事務については昨年までと同様のスケジュールで進めさせていただいています。ご協力をよろしくお願いいたします。